第114号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成21年 8月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書(平成20年度及び平成21年度分)の公開請求を行った。
 - (1) 高校別(学校名別)退学者数のわかるもの
 - (2) 高校別(学校名別)停学者数のわかるもの
- 2 同年 9月 9日、実施機関は、上記 1 (1)のうち平成20年度分の公開請求に対して、平成20年度中途退学者数一覧を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 条例第7条第1項第1号に該当

該当する行政文書には、他の情報と照合することにより、特定の個人を 識別することができることとなるもののうち通常他人に知られたくないと 認められるものがあるため、該当する部分については非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

該当する行政文書には、学校別学年別の退学者数が記載されており、学校名を公にすることにより、学校に対しての一面的な評価につながり学校の序列化を助長し、ひいては特定の学校に属する個人の一面的な評価にもつながるおそれがあるため、非公開とする。

- 3 同日、実施機関は、上記 1 (1)のうち平成21年度分及び同 (2)の公開請求 に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公 開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知し た。
- 4 同月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨 本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次の とおりである。

- (1) 請求内容の項目に関しては、行政(教育行政)もしくは、各学校では、 当然把握されているものであり、文書が存在しないということはあり得な い。退学や停学は、勝手に決まるものではなく、校内の会議等で諮られて 決まるものではないかと思われる。会議等の資料があれば、請求している 情報が集計されていないとしても、集計は請求者ができるものであるから 実施機関の決定は誤りである。
- (2) 公開が原則である請求文書については、各学校の客観的情報のひとつであるので公開されることを求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成20年度の退学者数については、平成21年 3月に文部科学省から調査依頼があり、調査している。しかし、本件公開請求がなされた平成21年 8月26日には、平成21年度の退学者数について、文部科学省から調査依頼を受けておらず、また各市立高校においても調査していないため、退学者数がわかる行政文書が存在しない。
- 2 停学者数については、文部科学省から調査依頼を受けておらず、また教育 委員会、各市立高校においても調査していないため、停学者数が分かる行政 文書が存在していない。

なお、審査請求人が審査請求の理由で述べている「請求している情報が、 もし集計されていないとしても、集計は審査請求者ができるものである」と いう部分は、本件公開請求の内容に含まれていない集計前の情報について述 べているものであるから、理由がない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

- 2 本件審査請求の対象となる行政文書について
 - (1) 文部科学省による調査について
 - ア 中途退学者の数については、例年年度末に、文部科学省によりおこな われている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 (以下「本件調査」という。)の調査項目の一つとなっている。

愛知県を通して本件調査の実施について依頼がなされると、実施機関においても調査が行われる。平成21年 3月には、平成20年度中の中途退学者数等の調査、集計が行われた。しかし、本件公開請求は平成21年 8月に行われており、その時点においては平成21年度分の本件調査は行われていないことから、本件調査のための調査、集計は行われていないことが認められる。

イ 停学者の数については、本件調査の調査項目にはなっていないことから、本件調査のための調査、集計は行われていないことが認められる。

(2) その他の調査について

実施機関は、本件調査以外に調査、集計はしていないと主張しているが、 平成20年度末、平成21年度途中のいずれにおいても、実施機関内で調査、 集計しなければならない特段の理由も見当たらないことから、実施機関の 主張に不合理な点はないと認められる。

(3) 各学校における会議資料等について

審査請求人は「会議等の資料があれば、請求している情報が集計されていないとしても、集計は請求者ができる」と主張する。しかし、当審査会において、本件公開請求に係る請求書を確認したところ、本件公開請求の趣旨は、平成20年度及び平成21年度の停学者の統計数値であると解することが妥当であり、停学者の情報が記載されている会議等の情報そのものについての公開請求とは認められない。

- (4) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと 認められる。
- 3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年10月 2日	諮問書の受理
10月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月 9日	実施機関の弁明意見書を受理
11月13日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意
	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申
	出書を提出するよう通知
平成22年 8月10日	調査審議
(第116回審査会)	実施機関の意見を聴取
9月 8日	調査審議
(第117回審査会)	
平成23年 1月11日	調査審議
(第121回審査会)	
2月 1日	答申